

注：環境・利用部会のみ使用予定

環境・利用部会参考資料
（ダムに関する環境影響評価書等）

資料収集の経緯

第1回環境・利用部会後に開かれた部会長、部会長代理、検討班リーダーの打合せにおいて、「今後の検討にあたって、参考的な資料として現在計画中のダムに関する環境影響評価書またはそれに準ずる資料を河川管理者に提出して頂く」ことが決まり、庶務より河川管理者に依頼したところ、下記の資料が集まりました。

次頁以降に、下記資料の目次等を掲載しています。

現在集まっている資料一覧

資料名	作成時期	作成主体	資料掲載該当頁
丹生ダム周辺の自然環境（中間報告）	平成13年12月	水資源開発公団 丹生ダム建設所	目次…………… p. 3 2. 環境保全対策検討の基本的な 進め方…………… p. 4 3. 調査概要…………… p. 5
丹生ダム周辺の自然環境（中間報告） 概要版	平成13年12月	水資源開発公団 丹生ダム建設所	
淀川高時川ダム建設事業（丹生ダム） 環境影響評価書	平成3年1月	近畿地方建設局	目次…………… p. 7 3章 環境影響要因の把握及び 現状調査を行う環境要素 の設定…………… p. 9
大戸川流域の環境 について	平成15年2月	近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	目次…………… p. 11 I 既往の調査状況…………… p. 13
川上ダム建設に伴う 環境影響評価書	平成4年6月	三重県土木部	目次…………… p. 15 3章 環境影響要因の把握及び 現状調査を行う環境要素 の設定…………… p. 24
猪名川総合開発事業 余野川ダムについて	平成6年9月	近畿地方建設局 猪名川総合開発工 事事務所	目次…………… p. 25 3. 環境の現状と見通し 1) 環境調査の概要…………… p. 28

丹生ダム周辺の自然環境
(中間報告)

平成13年12月

水資源開発公団 丹生ダム建設所

目次

はじめに	1
1. 丹生ダム建設事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 計画諸元	4
1-3. 事業の経緯	6
2. 環境保全対策検討の基本的な進め方	7
3. 調査概要	8
4. 調査結果	9
4-1. 環境基盤調査	9
4-1-1. 基礎調査	9
4-1-2. 陸域および河川域の環境基盤調査	15
4-2. 水質調査	21
4-3. 動植物調査	29
4-3-1. 生物相	39
4-3-2. 重要な種	41
4-4. 生態系調査	47
4-4-1. 生態系について	47
4-4-2. 上位性	48
4-4-3. 陸域代表（典型）性	56
4-4-4. 河川域代表（典型）性	63
5. 現在までに実施した環境保全対策への取り組み	69
5-1. 道路設計における対策	69
5-2. 道路工事中の対策	71
5-3. 環境保全を進めるための体制の整備	74
5-4. 動植物の生息・生育環境の復元・創出	77
6. 丹生ダム生態系保全検討委員会	81
資料編	
補足編	

2.環境保全対策検討の基本的な進め方

近年、環境保全とは地域の重要な種のみをの保全を図るだけでなく、地域の生態系の維持が重要であると考えられるようになってきています。そこで、丹生ダムにおける環境保全対策の検討は図 2-1-1 の手順で実施しています。

丹生ダムにおける環境保全対策のための調査は、周辺の自然環境の現況を把握し、事業が生態系へ与える影響を予測・評価し、必要な環境保全対策を立案するという観点から、以下のように分類して実施しています。

- 1) 環境の基盤をなす気象や植生等の調査（環境基盤調査）
- 2) ダム事業との係わりが大きい河川水質の調査（水質調査）
- 3) 生物相と重要な種の分布の調査（動植物調査）
- 4) 生物およびその生息・生育環境によって構成される生態系の調査（生態系調査）

なお、これらの調査の実施にあたっては、平成 9 年 2 月に専門家で構成する「丹生ダム生態系保全検討委員会」（P81参照）を設立し、その指導・助言を受けています。

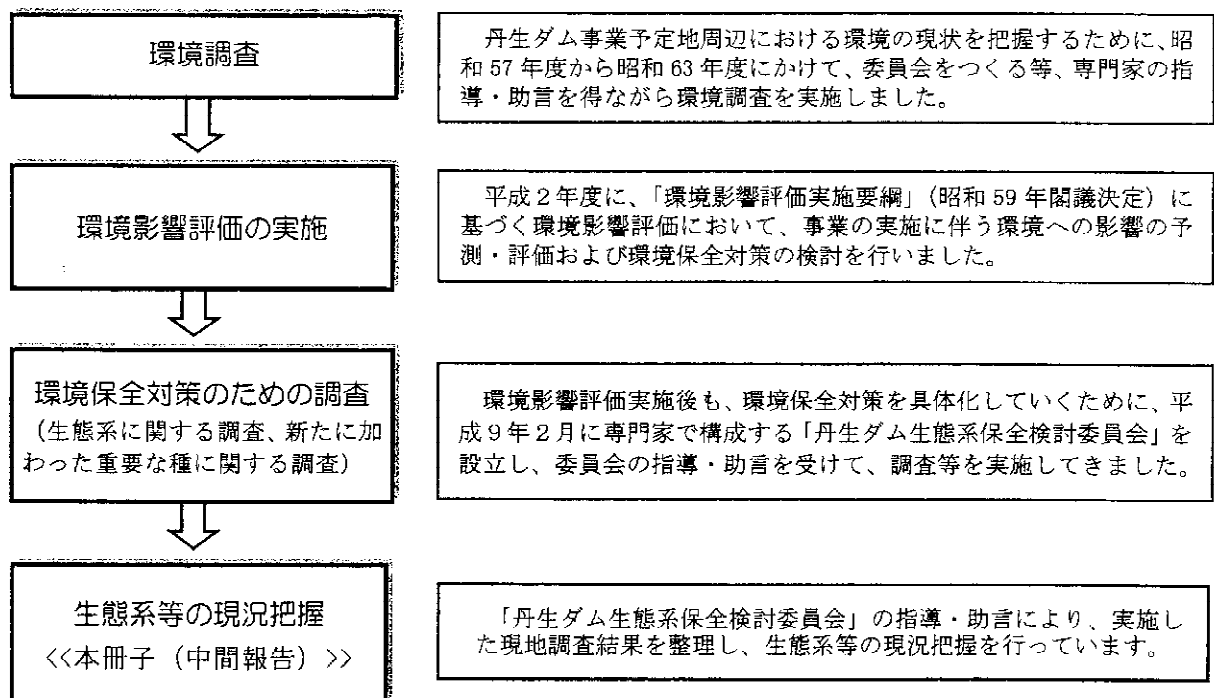


図 2-1-1 環境調査および保全対策の取り組み

3.調査概要

環境調査については、事業予定地周辺における環境の現状を把握するために、昭和57年度から現在まで継続して実施しています。

表 3-1-1 現地調査実施状況（昭和57年度～平成13年度）

項目		和暦年度													西暦年度 (19XX~20XX)								
		57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01		
環境 基盤 調査	基礎 調査	気象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		流量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	植生ベースマップの調査																○					
	河川域	河川形態、河床材等の調査																○					
水質調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
動植物 調査	植物	植物群落			○			○								○	○						
		植物	○					○	○									○	○	○	○	○	
		付着藻類	○	○																			
	動物	哺乳類		○				○										○				○	○
		鳥類		○	○	○		○	○								○						○
		両生類・爬虫類				○		○	○									○		○			○
		魚類	○	○																			
		陸上昆虫類			○	○		○	○										○				○
	底生動物	○	○																	○	○	○	
生態系 調査	上位性	イヌワシ・クマタカ調査													○	○	○	○	○	○	○	○	
	代表 (典型) 性	陸域	森林構造															○	○				
			生息種・生息密度等																○	○			
			生息環境																○				
	河川域	生息種・生息密度等													○	○		○	○				
半明集落跡地の試験地調査																		○	○	○			

↑
「環境影響評価実施要綱」(昭和59年閣議決定)に基づく
環境影響評価書の公告・縦覧(平成3年2月)

淀川高時川ダム建設事業 (丹生ダム)

環境影響評価書

平成 3 年 1 月

建設省近畿地方建設局

目 次

まえがき

事業者の氏名及び住所等	1
第1章 事業の目的及び内容	2
1.1 地域の概要	2
1.2 事業の目的	4
1.3. 事業の概要	7
1.4. 事業の効果	13
第2章 地域環境の概要	14
2.1 地域の自然的状況	14
2.2 地域の社会的状況	29
2.3 環境関係法律等による規制等の状況	47
第3章 環境影響要因の把握及び現状調査を行う環境要素の設定	54
3.1 環境影響要因の把握	54
3.2 現状調査を行う環境要素の設定	54
第4章 環境の現状	55
4.1 水質汚濁	55
4.2 地形・地質	57
4.3 植 物	61
4.4 動 物	68
4.5 景 観	89

第5章	予測及び評価を行う環境要素の設定	91
第6章	予測結果の内容	92
6.1	水質汚濁	92
6.2	地形・地質	98
6.3	植 物	99
6.4	動 物	100
第7章	評価結果の内容	104
7.1	水質汚濁	104
7.2	地形・地質	105
7.3	植 物	106
7.4	動 物	107
第8章	環境保全対策の検討結果	112
8.1	対 策	112
8.2	その他環境保全のために実施する対策	112
第9章	関係地域住民からの意見及び事業者の見解	113
第10章	滋賀県知事からの意見及び事業者の見解	116
第11章	準備書から評価書作成までにおける内容の変更	119
資 料		121

第3章 環境影響要因の把握及び 現状調査を行う環境要素の設定

3.1 環境影響要因の把握

高時川ダム建設事業において、人の健康、生活環境及び自然環境に対する環境要因を表-3.1に掲げる。

表-3.1 環境影響要因

事業段階	環境影響要因の内容
施設の設置	ダム本体及び付属施設の設置、湛水
施設の供用	貯水池運用

3.2 現状調査を行う環境要素の設定

現状調査項目は、環境影響要因と環境要素との関連性について検討を行い、本事業において現状調査を行う環境要素を表-3.2のとおり設定する。

表-3.2 現状調査を行う環境要素

区分	環境要素	設定の有無	設定の理由
公害の防止に係るもの	水質汚濁	○	ダム建設による流況の変化は河川水質と密接に関係している。
自然環境の保全に係るもの	地形・地質	○	自然環境保全に係る法令により指定されたものの分布する地域においてダム事業を実施する。
	植 物	○	既存資料の収集等により学術上等の観点から重要と認められる地域においてダム事業を実施する。
	動 物	○	自然環境保全に係る法令により指定された動物の生息地域及び既存資料の収集により学術上等の観点から重要と認められる動物の生息地域においてダム事業を実施する。
	景 観	○	既存資料の収集等により野外レクリエーション等の観点から重要と認められる地域においてダム事業を実施する。